

## 農業資材審議会農薬分科会農薬影響評価部会（第6回）議事要旨

### 1 開催日時及び場所

日時：令和4年10月31日（月） 10:00～10:35

場所：農林水産省消費・安全局第3会議室（WEB会議形式による開催）

### 2 出席委員（敬称略）

五箇公一、與語靖洋（部会長）、稲生圭哉、永井孝志、中村純、横井智之

### 3 議事要旨

- (1) 令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第2号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項について（酸化亜鉛）（非公開）

資料3「酸化亜鉛農薬蜜蜂影響報告書（案）」に基づき審議した結果、酸化亜鉛の蜜蜂への影響評価に用いる毒性指標を下表の値とすることについて、了承された。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値	
成虫	単回接触毒性	48h LD <sub>50</sub>	99 µg ai /bee
	単回経口毒性		57 µg ai /bee
幼虫	経口毒性	72h LD <sub>50</sub>	3.5 µg ai /bee

本剤の申請使用時期は開花期終了後とされており、「被害防止方法として、発芽（萌芽）～落花（開花終了）までを除く期間での使用に限定することで、その使用にあたり本剤にミツバチが暴露しないと想定される」こと、したがって、本剤は「申請された適用方法において、被害防止方法として、使用時期を開花期終了後（発芽（萌芽）～落花（開花終了）までを除く期間での使用に限定）とすることで、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる」ことが了承された。

- (2) その他（非公開）

事務局より、資料4「メフェントリフルコナゾール農薬蜜蜂影響評価書（案）」に対する意見募集の結果について（案）」に基づき説明し、事務局の「御意見に対する考え方」について、了承された。

（以上）